

基本事項

	問	答
1	保育所、保育園、認定こども園(保育部分)に在籍している場合、無償化になりますか(3~5才児クラス)	3~5才児クラスの児童については、保育料が無償化されます。手続きは必要ありません。
2	保育所、保育園、認定こども園(保育部分)に在籍している場合、無償化になりますか(0~2才児クラス)	0~2才児クラスについては、住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。手続きは必要ありません。
3	新制度幼稚園(市内では銀の鈴幼稚園、すわ幼稚園、富士見みずほ幼稚園のみ)、認定こども園(幼稚園部分)に在籍している場合、無償化になりますか	新制度幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)は、3~5才児クラスについては保育料が無償化されます※。手続きは必要ありません。 ※住民税非課税世帯の満3才児であって、満3才になった後の最初の3月31日までの間にある子ども、無償化されます
4	小規模保育施設に在籍している場合、無償化になりますか	小規模保育施設は、0~2才児クラスの住民税非課税世帯のみ、無償化されます。手続きは必要ありません。
5	従来型幼稚園(市内では銀の鈴幼稚園、すわ幼稚園、富士見みずほ幼稚園以外)に在籍している場合、無償化になりますか	25,700円/月まで無償化されます。月額保育料が25,700円を上回る場合は、差額を支払っていただきます。月額保育料が25,700円を下回る場合は、月額保育料分が無償化されます。手続きは幼稚園を通じてお知らせしています。
6	認可外保育施設に在籍している場合、無償化になりますか	3~5才児クラスは37,000円/月、0~2才児クラスの住民税非課税世帯は42,000円/月が無償化されます。無償化のためには、「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。
7	次の施設等は、無条件で無償化の対象になりますか ○認可外保育施設(ベビーシッター含む) ○一時預かり ○病児・病後児保育 ○ファミリー・サポート・センター	各施設等が次の手続きをしていない場合は、無償化の対象にはなりません。 ①認可外保育施設等の設置の届出 ②「特定子ども・子育て支援施設等の確認」の申請 ※無償化の対象となる施設・事業者については、ホームページにアップしています。
8	保育所・保育園、認定こども園、幼稚園に在籍している場合、次の施設等は無償化になりますか ○認可外保育施設(ベビーシッター含む) ○一時預かり ○病児・病後児保育 ○ファミリー・サポート・センター	保育所・保育園、認定こども園、幼稚園に在籍している場合、 ○認可外保育施設(ベビーシッター含む) ○一時預かり ○病児・病後児保育 ○ファミリー・サポート・センター を利用しても、無償化されません。

	問	答
9	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に在籍している場合、預かり保育(延長保育)は無償化になりますか	保育を必要とする子ども(満3歳児クラスは非課税世帯の子どもに限る)は無償化されます。 無償化のためには、「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。
10	満2才児(年度途中で3才になる児童)を対象とした幼稚園のプレ保育(プレスクール)は、無償化になりますか	幼稚園が次の手続きをしていない場合は、無償化の対象にはなりません ①一時預かり事業又は認可外保育施設の設置の届出 ②「特定子ども・子育て支援施設等の確認」の申請 ※市内幼稚園におけるプレ保育(プレスクール)は、一時預かり事業や認可外保育施設の届出・申請がないため、無償化の対象外です。
11	自分が「保育の必要性の認定」が受けられるかどうか分からないのですが	就労状況などがわからないと判断できないため、保育課へご相談ください。

給食費

11	保育所・保育園、認定こども園(保育部分)の給食費はどうなりますか(3~5才児クラス)	これまで、主食費(米など)は実費徴収、副食費(おかず、おやつ代など)は保育料に含まれていましたが、令和元年10月分から、主食費・副食費とも実費徴収になります。金額や徴収方法は施設により異なります。
12	保育所・保育園、認定こども園(保育部分)の給食費はどうなりますか(0~2才児クラス)	これまで、主食費(米など)・副食費(おかず、おやつ代など)とも保育料に含まれていました。今後変更ありません。無償化になる0~2才児クラスの住民税非課税世帯についても給食費を新たに徴収することはありません。
13	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の給食費はどうなりますか	これまで、主食費・副食費とも実費徴収していましたので、特に変更はありません。
14	次の施設に在籍している場合、年収360万円未満相当世帯の子どもなどは副食費が免除されるのですか	
①	保育所・保育園、認定こども園(保育・幼稚園部分)、新制度幼稚園(市内では銀の鈴幼稚園、すわ幼稚園、富士見みずほ幼稚園のみ)の3~5才児クラス	年収360万円未満相当世帯の児童又は所得階層にかかわらず第3子※以降の子どもは、副食費が免除されます。免除される方には別途お知らせしています。手続きは必要ありません。なお、主食費については実費徴収により負担していただきます。 ※第3子とは、保育所の場合、未就学の児童のうちの3番目の年長者。幼稚園の場合、小学校3年生以下の児童のうちの3番目の年長者。
②	上記0~2才児クラス	これまでと変更ありません。

	問	答
③	従来型幼稚園(市内では銀の鈴幼稚園、すわ幼稚園、富士見みずほ幼稚園以外)	年収360万円未満相当世帯の児童又は所得階層にかかわらず第3子以降の子どもは、副食費が免除されますが、主食費と合わせ、いったん施設へ支払っていただいた上で、「副食費補足給付費交付申請」の手続きにより、支払った副食費が後日戻ります(金額は施設により異なります)。